

## 結核医療費の公費負担制度の適用を受けるには

### 1 結核医療費公費負担の対象

- ① 感染症の予防及び感染症の患者に対する医療に関する法律の規定に基づく感染症指定医療機関へ入院し治療を受ける結核患者（法第37条）
- ② 上記以外の結核患者（法第37条の2）

### 2 結核医療費公費負担の内容

①入院勧告又は入院の措置により入院治療する結核患者の治療に要する費用のうち、保険が負担する分を除く全額が公費負担となります。

ただし、患者本人又は家族の所得税額が147万円を超える場合、費用のうち2万円が自己負担となります。

②入院勧告又は入院の措置を受けていない結核患者の治療に要する費用のうち、一部が公費負担となります。

### 3 申請の方法

保健所・支所に、必要な書類を添えて申請します。

なお、申請の詳細に関しては、各申請窓口にお問い合わせください。

### 4 申請に必要な書類

- ① [結核患者医療費公費負担申請書（医師の診断書を含む）【様式：Excel77KB】](#)
- ② 所得証明書等

### 5 問い合わせ先

居住地を管轄する県各保健所及び同支所

問い合わせ先	電話番号
仙南保健所 疾病対策班	0224-53-3121
塩釜保健所 疾病対策班	022-363-5504
塩釜保健所岩沼支所 総務保健班	0223-22-2188
塩釜保健所黒川支所 総務保健班	022-358-1111
大崎保健所 疾病対策班	0229-91-0714
栗原保健所 疾病対策班	0228-22-2117
登米保健所 疾病対策班	0220-22-6119
石巻保健所 疾病対策班	0225-95-1430
気仙沼保健所 疾病対策班	0226-22-6662